**第２回大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会　議事概要**

**（開催要領）**

日時：令和５年12月20日（水）午後４時30分から６時15分まで

場所：大阪府庁本館５階　正庁の間

　　　（ウェブ会議併用）

出席委員：（会場出席） 勝山委員

　　　　 （ウェブ出席）興津委員、若林委員、岡田専門委員

（計４名）

**（議事次第）**

1. 開会
2. 議題

大阪府インターネット上における不当な差別的言動に係る削除要請及び説示又は助言の基本的な考え方の策定について

3.　その他

4.　閉会

（議事概要）【◎：部会長の発言　○：委員の発言　●：事務局等の説明、応答等】

●事務局

論点１としまして、不当な差別的言動が侵害する権利・府が実施する削除要請等の法的性質です。こちらにつきましては、「不当な差別的言動による権利を侵害する情報（条例第２条第１号）」とは、名誉権、名誉毀損、プライバシー及び私生活の平穏等の人格権を侵害する情報ということで整理いただきまして、以下について第２回の審議となっていたかと思います。

1つ目が不当な差別的言動が侵害する人格権。ある差別的言動が具体的にどの人格権を侵害するのか。２つ目が権利を違法に侵害するということで、権利侵害の明白性の要件、あとは用語の定義と言いますか、条例との整合性を含む言葉の使い方でございます。

本日は主に１番の「不当な差別的言動が侵害する人格権」は具体的にどのようなものかということと、2番の「権利侵害の明白性の要件」についてご審議いただきたいと思っています。その他、府が実施する削除要請等は行政指導であるとか、色々とご議論ご審議いただきましたが、資料のほうで確認いただくようにいたしまして説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料２でございます。基本的な考え方の策定にあたっての前提条件であります。まずは策定にあたっての考え方でございますけども、侵害情報の削除については、官民によるガイドラインが策定されておりまして、判例を踏まえて法的問題の整理・検討が行われております。具体的には、法務省が相談されて、商事法務研究会が出した「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」が策定されております。また、プロバイダの業界団体が策定した各種プロバイダによるガイドラインがございます。つきましては、本基本的な考え方の策定にあたっては、有識者検討会取りまとめ及びプロバイダガイドラインを参考とすることによって、プロバイダや法務省に対する働きかけを円滑なものとして、本府が実施する削除要請を実効性のあるものとすることを目指したいと考えています。また前回もご議論いただきましたとおり、本府における削除要請は「表現の自由」を一定の範囲で制限しようとする行為であること、また迅速性を重視し事案ごとに附属機関への諮問は行わないことから、裁量権の逸脱濫用とならないよう留意が必要です。このため、条例第12条「不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らか」という要件を踏まえまして、侵害情報であるか否かが明確に判断出来るよう、不当な差別的言動を可能な範囲で類型化することとし、本部会においてその考え方について審議をいただきたいと考えております。

続きまして、確認・共有事項でございます。被害者が侵害情報を削除要請する法的根拠は、「人格権に基づく差止請求権」とされています。このため、本府が削除要請を行うにあたりましては、ある不当な差別的言動がどの人格権を侵害しているかを特定し、プロバイダ等に連絡することとなります。侵害情報に該当するか否かの判断にあたりましては、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると考えています。具体的にはですね、記載された事実の特定にあたりましては投稿された媒体の読者層を考慮すると。当該媒体の読者がどのような方か、あるいはどのような興味関心があるか、そういったことを考慮すると。被害者の同定可能性、いわゆる被害者の特定可能性や人格権を侵害するか否かの認定につきましては、スレッドや記事のタイトル、前後の投稿、関連する投稿、検索エンジン、これらによって一般の読者が容易に入手し得、また入手するであろう情報を含め判断し、その結果として人格権の侵害が認められる場合に、当該不当な差別的言動を侵害情報と判断することとしたいと考えております。事務局からは以上でございます。

◎部会長

　ありがとうございました。そうしましたら、今の事務局からの説明につきまして、委員のほうからご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

　ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

　そうしましたら、人格権の侵害について事務局のほうから内容等について説明をお願いいたします。

●事務局

　不当な差別的言動が具体的にどの人格権を侵害しているのか、これを特定するために以下に主な人格権の侵害についてまとめてございます。ご審議いただきたいのは、概要にお示ししました定義であったり、あるいは要件の具体的な適用について、資料４から７でご審議いただきたいと考えてございます。

　まず名誉権の侵害でございます。特定の個人の社会的評価、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示又は意見・論評の表明であって、読者が当該個人、この場合は社会的に認知されているハンドルネームを含みますが、これを同定できるものをいいます。原則として違法でありますけども、次の要件をすべて満たす場合は、違法性が阻却され、名誉毀損と判断されないということになります。

　まず、事実を摘示する場合につきましては３つございます。「その行為が公共の利害に関する事実に係ること」「専ら公益を図る目的であること」「摘示された事実がその重要な部分について真実であること、ないしは真実である証明がないときは発信者に真実と信ずる相当の理由があること」。

　続きまして、意見・論評を表明する場合でありますけども、先ほどの３つの要件を満たしていることに加えまして、「人身攻撃に及ぶなど意見・論評としての域を逸脱したものでないこと」。この４つの要件をすべて満たす場合に違法性が阻却されるとなっております。

　次に、名誉感情の侵害でございます。名誉毀損は、いわゆる世間体を傷つける行為で、名誉感情の侵害は、個人の自尊心やプライド、裁判上は人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価を傷つける侮辱表現であって、社会通念上許される限度を超えるものをいうと。あくまでも社会通念上誰が見ても侮辱だよねというものを名誉感情の侵害というように呼ぼうということであります。

　続きまして、プライバシーの侵害です。特定の個人の私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利ということでありまして、次の３つの要件を満たすことが必要になってまいります。プライバシーを公表されない法的利益と公表する理由とを比較衡量して、プライバシーを公表されない法的利益が上回る場合については違法性が認められるということになります。３つの要件ですけど、まず、私事性は私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらです。事実らしくですので、嘘と言いますか、フィクションも含まれます。ただし誰が見ても嘘だよねというものは除きますが、一定層、フィクションも含まれています。次が秘匿性。これは、一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらです。３つ目が、非公知性。これは一般の人々にいまだ知られていないことがらでありますけども、一部の人に知られているからといってプライバシー侵害にならないというわけではございません。

　この３つで法務省がされている削除要請の８割以上を占めているとお聞きしましたけども、不当な差別的言動につきましては私生活の平穏の侵害も大事であろうと前回ご意見がありました。こちらは文字通りと言いますか、「平穏な生活を営む権利」とも言われています、特定の個人の私生活の平穏の侵害であって、社会通念上受忍すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせるものをいうということでございます。事務局からは以上です。

◎部会長

　ただいまの事務局からの説明につきましてご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

　ご意見ご質問はございませんでしょうか。

　そうしましたら、続きまして、名誉毀損に係る論点整理につきまして事務局のほうから説明をお願いいたします。

●事務局

　資料４でございます。名誉毀損につきましてということで論点が２つございます。論点ごとに審議いただければと思っております。

　まず論点１でございます。共通の属性の摘示について。特定の者が有する共通の属性を摘示する行為を、名誉毀損にあたると考えるべきか否か。投稿例としては、○○は同和地区出身者であるというようなことが考えられます。論点整理としますと、特定の者が有する共通の属性を摘示する行為が、名誉毀損にあたるか否かについては見解が分かれています。伝統的な見解は、社会にいまだ差別が存在する以上は当該事実の摘示によって社会的評価が低下することは否定できないというものであり、裁判例も概ねそのような傾向がみられています。一方、当該事実の摘示を名誉毀損とみるべきではないという裁判例や見解もございまして、確かにこれらの摘示を名誉毀損と判断することは、不当な差別的取扱いを固定化するおそれがあるとも考えられます。この点につきましてどのように考えるべきかということが最初の論点でございます。

　次に論点２が共通の属性に関する意見・論評についてということで違法性阻却事由、いわゆる免責要件についてどのように考えるべきか。例えば〇〇人記者○○が虚偽の記事を執筆掲載しているという投稿があったときにどう考えるべきか。論点整理としましては、社会的評価の低下、世間体を傷つける行為でありますので、その判断にあたりましては、複数の職員が社会通念に照らしつつ行うこととしたいと考えております。続いて違法性阻却事由ですね、実際の裁判では免責要件を満たすのか満たさないのかということで原告被告が力を入れて議論すると聞いており、ここが一番の肝になるのかなと思っております。先ほど要件が４つあると申し上げました。「その行為が公共の利害に関する事実に係ること」「専ら公益を図る目的であること」「摘示された事実がその重要な部分について真実であること」「人身攻撃に及ぶなど意見・論評としての域を逸脱したものでないこと」４つございますけども、公益以外に関する事実、例えば政治行政とか公共的なことだけではなく、民間企業の営業活動もあたるという判例もございます。非常に幅広く捉えられております。こちらについては中々、行政が介入するのは難しいだろうと。事実が真実であるか否かにつきましても、例えば刑事事件なんかも最終的には警察ではなく、裁判所が事実を認定しますので、こちらも行政の問題ではないだろうということから考えますと、専ら公益に係る目的であるかどうか、人身攻撃目的であるなど、意見・論評を逸脱したものであるかどうかというところで判断ができるかどうかということになろうかと思います。公益を図る目的であるかどうかにつきましては、意見・論評のなかに嫌がらせ、復讐、人身攻撃目的など、公益以外の目的である旨が明記されている場合であって、かつ、文脈上、どこを見ても公益目的であることを推認させる事情が全くない場合は名誉毀損になると判断する。次が公正な論評のところで、いわゆる侮辱的な表現ですね。こちらにつきましては中々適当な裁判例がございませんでしたが、名誉感情のほうでは一定数ございます。そこで意見・論評において用いられる表現の侮辱性に着目し、名誉感情の侵害の中で併せてご審議いただき、類型化を図るための考え方を整理することとしてよろしいでしょうか。その場合は、両者の区分につきましては、社会的評価が低下しているかどうか、同定が可能かどうかにより行ってはどうかということでございます。なお、違法性の４つの要件すべてを満たした場合に違法性が阻却されますので、①あるいは②のどちらかに該当すれば削除要請は可能と考えております。事務局からは以上でございます。

◎部会長

　それではただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○若林委員

　最初の同和地区出身者であるということの摘示について名誉毀損と考えるかどうかという点につきまして、もちろん裁判例では、いまだに差別が存在する以上、社会的評価の低下があると見て、名誉毀損だとする考え方もあるかと思いますが、その事実そのものが社会的評価の低下を招くものと考えることは大阪府の考え方とは矛盾するかと思います。もちろん、摘示そのものは不当な差別的言動には違いありませんので、あとはこれを大阪府のほうでは、どのような人格権侵害と考えるかということかと思います。そこで、これについては名誉毀損ではなく、例えば個人のプライバシーが暴露されたということであればプライバシーの問題であるとか、あるいはこのような不当な差別的言動が繰り返されることによって当該個人あるいは集団に対して危害が加えられるおそれや、あるいは社会から排除されるというような危険があるという点を捉えて私生活の平穏の侵害の問題であるなど、別の人格権侵害で構成するほうが適切ではないかと考えます。

◎部会長

　今のご意見につきましていかがでしょうか。

○岡田委員

　基本的に私も今の若林委員の考え方と同じではあるんですけど、同和地区出身者や要するに被差別部落出身者であるという摘示を名誉毀損というふうに言ってしまうと、そういう摘示自体が社会的評価を下落させる表現なのだということを行政が認めるかたちになってしまうと。ご指摘のとおり、裁判例が複数あることは事実なんですけども、行政の立場として削除請求をしていく観点からいうと、それが名誉毀損だということよりも、いわゆるアウティング等と同時に個人が知られたくないというような情報というのを暴露される、それが差別的な評価を含むような言動をされているのだと。それが結果的に名誉毀損というかたちでなくても、人格権侵害だというふうに言えるのではないかと考えています。

　もう一点、今回の被差別部落の、同和地区の摘示だけでなく、いわゆる在日韓国人、朝鮮人のいわゆる日本人ではないのだというような摘示とかですね、ジェンダーの本人が隠しているLGBTに属する人物なのだというような摘示、アウティングというようなものが社会的評価を低下させるものだと評価することが難しくなってきているのかなと思っていまして、アウティングに関しては大学において性的なジェンダーに関するものはアウティング性があるということで損害賠償請求がされているケースもありますけども、一つの人格的な利益、権利なのだというような位置づけが今されてきているかなと思いますので、そちらのほうの枠組みに入れていくほうが良いのかなと思います。

◎部会長

　ありがとうございます。

○興津委員

　私も特に意見はないんですけど、今の若林委員、岡田委員それぞれのご発言をそれぞれ伺いまして特に異論ございません。私も納得いたしました。

◎部会長

　ありがとうございます。

○若林委員

　論点１についてはまとめていただいたとおりですが、論点２について質問です。投稿例のところで「〇〇が虚偽の記事を執筆・掲載している」とありますが、これ自体が事実の摘示による社会的評価の低下を招き名誉毀損を構成する可能性、つまり侵害情報にあたる可能性はあるかとは思います。ただ、条例の12条のところで、削除要請の対象となっているのが特定の個人若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報に限定されています。これは○○記者というのが入っているため、これに該当するということでしょうか。

●事務局

　おっしゃるとおりです。特定の個人に対する不当な差別的言動にあたる侵害情報ということで不当な差別的言動というのが条例２条１号のなかで人種、民族、信条、云々かんぬんの共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動とございますので、この場合でしたら○○記者誰それがこういった記事を執筆掲載しているということもあたると考えております。

〇若林委員

　これ自体が差別的な言動、差別的な意図をもって書かれているので対象になるという前提があるということでしょうか。

●事務局

　この投稿例そのものが不当な差別的言動にあたるということではなく、イメージをしていただくために、例えばこういう投稿があったときにこれについてどう考えるべきかということをご審議いただきたいという趣旨でございます。

〇若林委員

　他の投稿等と併せて、これが不当な差別的言動にあたる場合はあるかと思います。排除目的であるとか、差別を助長するためにこのような投稿をしていると判断できれば、対象になるのは当然だと思うのですが、この一つだけを見たときにどのように考えるべきか、悩んでしまいましたので、他の委員でご意見があれば教えていただきたいと思います。

〇岡田委員

　いわゆる不当な差別的言動に該当すること、条例上の建付けとしては削除要請の対象になるというふうになっていて、人格権侵害があれば削除要請の対象になるんだというわけでは条例上の建付けではないというもとで、この事例自体は〇〇人記者というところが不当な行為をしているんだというふうな摘示があるというところからその人の属する集団がそういう不当なことをするのだということをもって差別的な意思形成を煽っているというふうに評価できるのかもしれないですけど、それが果たして明確にそういうものだと言えるのかどうかということは中々直ちに行政職員が判断できるかというのは難しいところがあるのかもしれないなと思います。

〇若林委員

　前後の文脈で〇〇人に対する排他的な意図であるとか、排除するとか、あるいは害悪の告知であるとか、そういうもののなかにこれが混ざっている場合であれば削除の対象になりそうです。またこの〇〇という特定の人に対して、その一つだけが出てきたときに、削除要請の対象に直ちになるのかというのが少し悩ましいなと思いました。

◎部会長

　ありがとうございます。

例えばこのような投稿例、〇〇人が虚偽の記事を執筆掲載している、というようなものについても、実際の具体的な表現や記事等から、あるいは繰り返されることから差別的言動であることが明らかであるなど、条件をつけることもありえますが、この点何かご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

〇岡田委員

　インターネット上のいわゆる差別的言動とか誹謗中傷とかの場合の特徴として割と長文のなかにそういったものが含まれることよりはワンセンテンスだけが投稿される場合も多くてですね、いわゆる街頭演説とかですね、ヘイトスピーチとかの特定の属性を有する人に対する差別的言動というのが長時間にあたって長文でされるという場合だったら文脈を全体からですね、それがいわゆる差別的な言動なのか、特定人の説明をするために言っているだけなのかというところは文脈から判断しやすいんですけど、ワンセンテンスだけ書かれたときに、例えばアメリカ人記者の〇〇が虚偽の記事を執筆掲載しているとかいう、ワンセンテンスになったときにそれが果たして差別的な言動なのかと言われるとちょっと分からないなというふうになるかなと思います。特定のSNSとかの当該アカウントで日常的に差別的言動を繰り返されているようなアカウントからの発信であれば、そうかなというふうな評価ができるかもしれないですけど、例えばこれが電子掲示板のような誰が投稿したかも分からないようなものが続いているようなときにそれをと言われると分からないかなと思います。

〇興津委員

　関連してお伺いしたいことがあるんですが、このスライドの（２）の違法性阻却事由の①公益以外の目的のところに意見・論評内に嫌がらせ、復讐、人身攻撃目的など、公益以外の目的である旨が明記されている場合という文章があるんですが、これがどういうことなのかなというのがお尋ねしたいことです。と申しますのは先ほどから問題になっている投稿例で〇〇人記者誰それが虚偽の記事を執筆掲載している一文だけがぽっと出てきたときに嫌がらせや復讐、人身攻撃目的をこの文章から読み取るのは難しいのではないかと。そういたしますと、この一文だけ出てきたらこれはこの要件に該当しないということになりそうなんですが、そのような理解で良いのか、それとも岡田委員からご指摘がありましたとおり、もう少し広く全体の文脈とかあるいは明文には表れていない投稿者の過去の投稿歴とかそういうところまで含めて判断されるのかといったところの考え方を教えていただきたいと思います。併せてその明記という言葉を使いますと、何か明文ではっきりと嫌がらせをするという趣旨が読み取れることが必要であるようにも解されるのですが、そこまで明確な意図を要求してしまうと、「私はこれから嫌がらせをします。」というふうに書き込んで嫌がらせをする人はいないと思いますので、この明記という文言がこれで良いのかということについてもお考えをお聞かせいただければ幸いです。

◎部会長

　ありがとうございます。事務局のほうから今の２点について説明をお願いします。

●事務局

　まず最初のほうにつきましては、正直我々も中々この文章だけで名誉毀損になるというのはしんどいのかなと思っております。参考としました大阪地裁のほうも、実はまさに岡田委員がおっしゃったとおり、街頭演説というか、やり取りのなかで他のもろもろの侮辱的な発言と併せて社会的評価が低下すると判断がございましたので、たぶんこれだけではしんどいのかなと。明記につきましても、冒頭に申し上げました、プロバイダガイドラインの有識者会議取りまとめのほうで、プロバイダとして削除ができるだろうと、要は名誉毀損だろうと認めれるものとしてこういう書きぶりがございましたので、それを活用させていただいたところでございますけど、それについて我々が明記すべきと思っているわけではなく、プロバイダとしては明記されていれば消せるだろうと考えているところでございます。

◎部会長

　興津委員、今の説明でよろしいでしょうか。

〇興津委員

　お答えとしては分かりました。ただそのような趣旨ですと、やはり明記という言葉ではないほうが良いのではないかなと。もう少し文脈とか全体の趣旨などを考慮できるような文言、今すぐにこの文言が良いというのは思いつかないですが、広めに読めるような文言を検討いただいたほうが良いのかなと思いました。

◎部会長

　この点いかがでしょうか。

○岡田委員

　私も同じような意見でありまして、（２）の①の公益以外の目的のところが、「かつ」で結ばれていますので、要するに公益以外の目的が明記されている場合で、さらに公益目的であることを推認させる事情が全くないというのは、かなり要件が厳しいのかなと思います。前半であれば、若干の公益目的性が認められたとしても、それを名に借りた公益というのも往々にして、例えば公金の支出をめぐって、〇〇学校への公金支出がどうのこうのというような演説のなかで、実はその公益的な攻撃というのもよく議論になることがあって、それを対象とするかどうかは別として、よくこういう実質的には本来の趣旨目的が攻撃とかいう場合に若干の公益性に絡む分が含まれているという場合にも意図が明らかな場合には名誉毀損にあたる可能性はあるのかなと思ってはいます。要するに全体の文脈を見れるような場合であれば、総合的に見たときにこの人の主たる目的、言動の目的は何なのかというところを、そこまで評価できるのかというところはあって、それは裁判所の仕事であって行政の仕事ではないというところがあるかもしれませんが、ちょっと要件が厳しすぎるかなと思いました。

〇若林委員

　興津委員の指摘や岡田委員のご発言に対して基本的に賛成なのですが、公益以外の目的である旨が明記されている場合であって、少し違う文言に変えるといったときに、例えば一般読者の、というようなかたちも出ていました。ここでは差別的意図が読み取れるということが重要なので、例えば社会的排除の意図であるとか、害悪を与える意図が感じられるとか、どこまで具体化するかというところがあるんですが、差別的な意図が一般人の感覚を基準として読み取れる場合には公益目的と明記していても、そうではないと読み取れるのではないかと思います。実際に同和地区の摘示を行うようなサイトの一部には学術目的であると、公益目的でこういうことをしているんだということを明記しているものもあります。けれども一般通常人の感覚からすれば、これは差別を助長する目的であると考えられるサイトもあると思いますし、そのような投稿もあるかと思いますので、それは前後の文脈から、あるいは、実際には特定のアカウントから繰り返し行われているといったことがあれば、事実を認定しやすいのかなと感じました。

◎部会長

　ありがとうございます。そうしますと委員の皆さんの意見をもとにしますと、公益以外の目的の明記というところが差別的排除の目的等、文脈全体から一般読者に対して、明らかであるというかたちの記載に改めるほうがより良いということでよろしいでしょうか。

　ありがとうございます。

　論点２の共通の属性に関する意見・論評について、他にご意見はございますでしょうか。

〇興津委員

　形式的な文言の点になりますが、まず（２）の違法性阻却事由というタイトルなんですが、違法性阻却事由に該当しないことを意味していると思いますので、（１）が社会的評価の低下で削除要請の対象となる要件が（１）と（２）で並列的に列挙されているんだと思いますので、違法性阻却事由に該当しないこととか、それに類する文言にしていただいたほうが分かりやすいかなと思いました。

　併せて最後のなお書きですけども、「違法性が阻却されるためには全ての要件を満たす必要があるため」とここで言っている全ての要件というのは違法性阻却事由にあたるとして判例上確立している要件だということだと思うんですが、この書き方だと分かりにくいような気もいたしますので、違法性が阻却されるためには①②のいずれにも該当しないことが必要であるため、①または②に該当すれば削除要請は可能というような文言に変えていただいても良いのかなと思いました。

◎部会長

　ありがとうございます。今の点についても事務局のほうで表現の仕方について検討をよろしくお願いします。

　他に名誉毀損についてご意見ございますでしょうか。

〇岡田委員

　違法性阻却事由の不存在ということでタイトルはそれで直したら良いと思うんですけど、①は公益目的とか公共の利害に関することとかですね、それが事実であるという、いわゆる３要件の話なのかなと思って、②の侮辱的な表現に該当すれば削除が可能というのは、侮辱的な表現に該当すれば違法性阻却事由と関係があるのか、説明を聞いて分からなかったので、そこをご説明いただけますでしょうか。

●事務局

　公正な論評の法理で、人身攻撃が及ぶなど意見・論評の域を逸脱したものでないことということで人身攻撃が及ぶなどというところで、それを侮辱的な表現として使わせていただいているところです。

〇岡田委員

　分かりました。いわゆる人格的非難の程度が強いという意味ですかね

●事務局

　さようでございます。

〇岡田委員

　承知しました。

◎部会長

　他にご意見ありますでしょうか。

そうしましたら何かあれば後ほどご意見をお願いします。

それでは、次の資料にまいります。名誉感情の侵害について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

資料５でございます。論点としましては、共通の属性を理由としてする侮辱行為について、どのような侮辱表現であれば、社会通念上許される限度を超えるものと考えてよいかということで、例えば〇〇人は虫であるとか、祖国へ帰れであるとか、殺せであるとかという投稿例が問題になることがございます。論点整理としましては、裁判例の傾向を分類しますと、国の有識者検討会も実施されていましたけども、肯定される場合としましては文言それ自体の侮辱性が強い場合や、あるいは侮辱する文言の数や投稿数が多いとか繰り返されている場合、それから投稿の経緯を踏まえて、社会通念上許される限度を超えると判断される場合が挙げられております。一方否定される場合としまして、根拠が示されていない単なる意見・感想の場合や、表現に具体性がない場合や、意味が不明確な場合等があります。これらのうち何に線が引かれるかと考えましたのが、文言それ自体の侮辱性が強い場合、２パターンございます。まずは賤称語や蔑称等、通常の社会生活では滅多に投げかけられることのないような、要は通常のコミュニケーションに使われないような、共通の属性に対する賤称語や蔑称等、強い侮辱行為は名誉感情の侵害にあたると考えてよろしいでしょうか。同じく侮辱性が強い場合としまして個人の存在を否定する場合。誰もが名誉感情を害されるといい得る強度の侮辱行為として、要は個人の人格の究極の否定でございますので、共通の属性を理由として特定の個人の存在を否定する侮辱表現は、名誉感情の侵害にあたると考えてよろしいでしょうか。存在というのは物理的な生命もあるでしょうし、社会的な生命の場合もあるかと思いますが、そういうものにつきましては名誉感情の侵害があると考えてよろしいでしょうか。その他の文言投稿が執拗に繰り返される場合とか裁判例を見たんですけど、1回ならセーフという例がございました。ただしそれが２回３回４回、どこからアウトになるのかというのは総合的に判断されているみたいでございますので、なかなかこれについては行政が判断するのは難しいのではないかと思います。投稿の経緯につきましても、そのような誹謗中傷的な投稿が続くなかで発言されたということだから侵害しているという場合もありましたら、逆にそれまでの話題と全く関係なく唐突にそのようなことを言い出したということで名誉感情の侵害であるという裁判例もございます。いわゆる裁判官におきまして、様々な事情を総合的に考慮したものだろうと考えられますことから、これについては今後の検討課題としてはどうかと考えてございます。

◎部会長

ありがとうございます。そうしましたら、名誉感情の侵害にかかる論点について自由にご意見ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

〇若林委員

　質問なのですが、この投稿例には、具体的には国籍や民族名等が入ると思うんですけど、その場合、名誉感情の侵害は肯定される場合に入るのか、否定される場合に入るのか、どのように考えておられるのでしょうか。

●事務局

　肯定される場合に入ると考えております。

〇若林委員

　例えば、祖国へ帰れ、というのは、一般的には事実の摘示がない単なる意見であるということになるので、名誉毀損の問題としてみた場合には、程度によっては否定される可能性があるということになりますが、祖国へ帰れ、という表現は歴史的な背景、その言葉が持つ歴史的な意味に鑑みて、それ自体が人格権を侵害するものであるといった裁判例も出てきてはいますので、この場合、侮辱性が強い、と府は認識するということで、いわゆる一発アウトなのだ、ということでよいか、この例の書き方だとどちらに当たるのかというのが、今一つよく分かりません。私自身は、これは排除の言語行為だと思いますので、虫という表現は、対等平等である人格を否定する表現行為ですので、侮辱行為にあたると考えます。〇〇を殺せというようなものは害悪の告知にあたり、実際にそういったネット上の言動を見て、実際に京都などではヘイトクライムが起こっています。それを思うと明確にこれは一つだけでも駄目であって、特定の民族あるいは集団等について社会的に排斥しようとする意図があるというふうに思います。その意味で、不当な差別的言動にあたるとは思いますが、それがにわかには分からなかった、というのがありましたので、質問をさせていただきました。

●事務局

　この発言の投稿例は３つとも法務省のほうでヘイトスピーチの説明がされていて、例えばこのようなものでヘイトスピーチにあたるだろうということで引用しているところでございます。有識者検討会の取りまとめにおきましても、これらの発言につきましては、名誉感情の侵害にあたるだろうということで、例えば虫であるにつきましては、強い侮辱行為ですね、賤称語や蔑称等に類する強い侮辱表現であろうと。祖国へ帰れとか殺せというのはそれぞれ社会的生命なり、物理的生命を否定する行為であるというふうに現時点では考えております。

〇若林委員

　それであれば、その根拠が示されていない単なる意見の場合は否定されるというのはやや当たらないのではないかというふうには思います。

◎部会長

　根拠が示されていないというのは、例えば虫けらといったときに何らかの根拠が入ってる場合に評価できる。差別的表現といった…

〇若林委員

　これはいずれも不当な差別的言動にあたると考えてよいと思いますが、従来の考え方でいくと、まさに書かれているように根拠が示されていない単なる意見等は、程度によっては、いわゆる名誉感情の侵害にあたらないということなんですが、しかしながらそれが単なる意見として表明される、書き込みされる場合であったとしても、不当な差別的言動として認めるべき場合があるので、一般的な名誉感情侵害の説明をここに持ってくるのは誤解を招くのではないかと思います。単なる意見であったり、根拠が示されていない表現であったとしても不当な差別的言動にあたるものがあるということです。

◎部会長

　ありがとうございます。この点、あるいは関連してご意見いかがでしょうか。

〇岡田委員

　この論点整理の（１）②の根拠が示されていない単なる意見感想というのが、具体的にどういったものを想定されておられるのかということにつながるのかもしれないですけど、基本的にはこの投稿例とされているものは一般的にヘイトスピーチの典型例と言いますか、いわゆる差別的な意識を煽るような言動であったりとか、あるいは社会からの排除ですとか、日本国から出ていけといった言動というのは一般的にはヘイトスピーチの典型で名誉感情を害する言動と言えるかなと思います。ここでは「〇〇人〇〇は」となっていますが、一般的にはあまり基本的は〇〇人はゴキブリだとかですね、そういったきつい言動とか、〇〇人の多くは密入国者の子孫だとかですね、そういったものが割と多く典型的に挙げられる言動で、それは名誉感情を害するだろうと。ただそれが果たして特定集団に対する言動で自分がその集団に属する場合に個人のいわゆる人格権の侵害だとして削除要請はできるのかというところは割と議論になっているポイントになっているのかなとは思います。ただ行政としてそれは差別的な言動だというところは行政の分かりやすいところなのかなと思っています。根拠が示されていない単なる意見感想というのは具体的にどういったものを想定されているのかというところを少しお伺いしたいです。

●事務局

　こちらにつきましては、特に不当な差別的言動に限らず、ありとあらゆるものに対しての裁判例の傾向でございますので、確かに見方によっては単なる意見感想、例えば虫というのがあたるのかもしれませんけども、虫ということ自体が非常に文言自体が強度であると、侮辱度が強いということで理解してございます。

◎部会長

　○○が虫という文言だけが出てきていても文脈のなかから読んで判断するということですか。この文言があっても特に名誉感情の侵害とは認められないというケースもあり得るということですか。

●事務局

　基本的には、〇〇人〇〇は虫であるということについては、非常に強度な文言、侮辱性が強いというふうに事務局としては考えております。

○若林委員

　おそらくこの場合は、資料５の（１）②のところに根拠が示されていない単なる意見感想の場合であっても、それが不当な差別的言動になるということをむしろ書いておくべきだというふうに思います。この場合〇〇人は、例えば、一般的には虫とか害虫とかゴキブリとかいうものが多いと思いますし、動物でも豚であるとか、一般的に人から表現されたくないものになると思います。その場合にはその一文だけでそれは不当な差別を誘発助長するというものと見て良いかと思います。しかも、岡田委員からもご指摘がありましたように、集団に対してのみ書かれる場合には、各個人がそれを削除請求するということが難しいということがありますから、大阪府が削除要請を積極的にすべきだろうと思います。この場合には、その一文があれば前後の文脈関係なく、削除要請の対象にして良いと考えます。なので、よりこの根拠が示されていない単なる意見の場合にはその名誉感情の侵害が否定されると書くのは削除要請の対象にならないというふうに見えるので、適切ではないのではないかなと思います。

◎部会長

　この件についていかがでしょうか。

●事務局

　事務局からですが、いわゆる〇〇人全般と言いますか、一般論としての虫であるとか、殺せであるとか、ということについても削除要請の対象となるのではないかと思うんですけど、その場合いわゆるその権利侵害がですね、民族全体になったときに果たしてそれが違法として削除要請の対象とすることができるのかどうなのかということがすごく気になっておりまして、例えばその我々が今までやっています同和地区の識別情報の摘示なんかも○○市とかではやっておりませんでして、○○市の○○地区とか、ある程度顔の見える範囲について行ってきております。こちらにつきましても○○人というだけでは果たして本当に削除要請をして良いのかということは少し悩ましいなと思っているところです。

○若林委員

　自らが属する集団に対してこのような侮辱的な発言、不当な差別的言動があった場合には、間接的であれ、個人がそこに属しているわけですから、そこに属する個人の人格権の侵害があったというふうに見て良いかと思います。この場合に不法行為の損害賠償請求の対象になるかといったときには、その個人に具体的に損害が発生しているかということが不法行為に基づく損害賠償を請求できるかというところで問題にはなります。その集団に属している個人自体も間接的であれ、何らかのかたちで人格権の一部が侵害されていると見ることは特に問題がないとは考えます。とはいえ個人ができることではないので、大阪府が削除要請をすることに社会的な意味があるのではないかと考えております。

○岡田委員

　基本的な考え方自体は特に今の若林委員の意見と同じなんですが、条例の建付けの問題として、特定の個人に定義がかかっていて、府内居住通勤通学という大阪府の条例がある以上、こういう要件があるとは思うんですが、これは何らかの申し出や相談があった場合にそのものを含んでいるからという建付けが必要なのか、確かに今事務局がおそらく検討されているなかで懸念を持ったところとして、広く特定の民族を出した場合にですね、大阪府が積極的にいわゆる侮辱的な表現だからといって全て削除要請をしていくのかというと主導的にやるのか少し違うのかなという思いがあって、その辺がどなたかからそういう申し出があった場合にそれが明らかに差別的言動の程度が大きいのであればプロバイダのポリシーには抵触するでしょうから、そういう申し出をしていくというのは構わないのではないかなと思います。

○若林委員

　今のご指摘は大変重要で難しい問題だというふうに思います。確かに大阪府内の同和地区の摘示の問題であるとか、そこに対する差別的言動である場合は即座に動きやすいけれども、一般の民族というかたちでそこに大阪府民が関与していることが直ちに分からないようなかたちの投稿というふうになった場合にはそれも全て本当に大阪府が削除要請の対象とできるのかというところに議論があるのは確かだと思います。

◎部会長

　この点について特定の個人、集団の特定性について一般的な集団に対しての属性に係る差別的表現という集団に対して向けられているときにどのようなかたちでその個人としての特定性が考えられるのか、ご説明いただければと思います。

●事務局

　事務局としましては、前回ご審議いただいたかと思うんですけど、基本的には特定の個人、大阪府民が対象であるだろうと。大阪府民が一定の小さな規模で集まっている集団でありますとか、個人の権利侵害が顔の見える範囲でなされているのであるならば、個人の集まりというかたちで削除要請の対象となるのかなということで、ご審議いただいたかと思っておりますので、なかなかちょっと一般論として○○人であるというのは削除要請は非常に厳しいかなと思っています。

●事務局

　平成31年の法務省の依命通知を用意してるんですけど、そちらのほうでも前回、議論していただいたのと同様のことで、その集団等投稿する自然人の存在が認められ、その集団等に属する者が精神的苦痛を受けるなど具体的被害が生じている、こういう場合はやはり救済を必要とするというような依命通知がございまして、○○人は〇〇というのはヘイトスピーチだとは思います。ただ果たして精神的苦痛を受ける者がいるかどうかということで、削除要請を大阪府がするかどうかということは議論いただき、ご意見をいただければと思います。

○若林委員

　今の点ですが、仮に特定の個人の方から依頼があったという場合には動くというようには認識されていない、ということでしょうか。それから、精神的損害が発生しているのかどうかということですけど、自らの人格の一部を構成する、代えられない属性が直接的に中傷されているわけですから、人格権の侵害がある以上、それが賠償の対象となるかは別として、全く損害は発生していないと言うのは難しいところですし、ここでは削除要請の問題なので侵害情報であるかどうかが重要なのではないでしょうか。特定の個人からこのような投稿が繰り返しなされているという訴えがあった場合には削除要請の対象になるようにも思えます。

●事務局

　あくまで投稿のなかで具体的な個人ないしは顔の見える集団につきましては削除要請の対象になるかなと思っておりますけども、一般的に○○人に対するヘイトスピーチがあるということが大阪府民の特定の方から相談が寄せられた場合につきましては、削除要請の対象にならないのではないかなと考えてございます。

◎部会長

　見解が分かれているところではありますけども、事務局の説明としては投稿内容から特定の個人が推測され、属する集団に対しての差別的な言動が含まれている場合ということで整理しているということです。この点いかがでしょうか。

○興津委員

　今の若林委員のご発言に関連することだと思うんですけど、条例の12条を見ますと被害者からの申し出があったときに対応するという条文になっていて、被害者の概念が２条２号で定義されていて誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等害されたものをいうというふうに定義されています。それに対しますと、例えば、特定の国名とか民族名を挙げて○○人は害虫であるといったような書き込みがなされた場合、大阪府内に住んでいる、その○○人の方が被害者として申し出を行って、私は自分の国についてこういった侮辱の書き込みに大変感情を侵害されて、平穏な日常生活が送れなくなっていると言ってきた場合には、もちろんその被害者であるということの認定は必要であるとしても12条の文言とすると対応することになるのかなというふうに私は思いましたので、その場合には、例えば、○○人という一般的な書き込みだと対象にならないのではないかと先ほどご説明があったんですけど、確かに府民と全然関係のない方から申し出があってもそれは難しいのかなというのは無理もないと思いますが、具体的に、その府民であって被害者であるという方が現にいる場合には、少なくともその人との関連では○○人は害虫であるという書き込みが被害をもたらしている侵害情報にあたるわけなので、対象になるというふうに12条の条文を解釈することもできるのではないかと思ったんですが、このあたりいかがでしょうか。

○岡田委員

　条例を改めて読んでいて気になったのが、特定個人若しくは当該個人により構成される集団というふうに書いてあってですね、当該個人が属している集団ではなくて、当該個人、要するに特定個人、府内のいわゆる居住通勤通学している個人を指すと思うんですけど、それによって構成される集団に関する侵害情報というのは当該個人、当該個人により構成される集団と読んでいいのか。「係る」なので、そこが事務局としてどう考えているのか先ほどのご説明を聞いても分からないところだったなと思ってですね、個人性とかですね、小さな集団というような表現があったので、それが母集団みたいな全体に対する差別的言動というところまではフォローするつもりはないという趣旨なのか、それが少し条例の文言との関係でも気になったところです。

●事務局

　当該個人により構成される集団ということで、その集団が属するというところまではちょっと言えないのかなと考えてございます。

○岡田委員

　結局これはこれから相談窓口を開いたときにどういう対応を大阪府がするのかということと関連してくるのかなと思うんですけど、こういう相談は多く寄せられると思います。私自身が所属しているような集団が、大きく言うと差別的な言動というか、そういった言動を受けているとかですね、そういった場合に大阪府としてはこれは大きすぎるので、対応できませんとか、特定個人の顔が見えないのでできませんというふうになってしまうのか、ただ明らかに一発アウト的な表現の場合に、やっぱりそれは普通は削除要請をするものじゃないのかと思います。条例上の問題があるのであれば、法務局の人権擁護機関等につなぐとかというような対応をされるのか、そこら辺のことは決めておかないと実際に相談があったときに困るのではないかなと思いました。

●事務局

　ありがとうございます。先生方のご意見が我々の想定と違った点もございますので、この点につきましては、持ち帰って検討事項とさせていただきます。

◎部会長

　この点につきましては、また次回、継続してご審議いただくこととしまして、次の論点に移らせていただきます。

　３のプライバシーの侵害にかかる論点整理について事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

　プライバシーの侵害でございます。

　一つが同和地区の識別情報の摘示につきまして、特定の個人ではなくて、特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示をプライバシーの侵害と考えてよいかと。「○○市○○地区は同和地区である」というようなことが考えられます。

　論点整理としまして、「特定の地区が同和地区であったとする情報の摘示」。これにつきましては、特定の個人に関する情報ではないものの、当該個人の住所等と対照することにより、同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができることから、プライバシーの侵害にあたると考えてよろしいでしょうかということでございます。その目的がですね、学術研究等の正当な目的による公開であったとしてもインターネット上のアクセスが容易であるということで考えまして、公開の態様や文脈等から当該地区出身者等が差別を受けるなど具体的な被害を受ける可能性が相当に低いといえる場合でない限り、そこを鑑みたうえで、プライバシーの侵害にあたると考えてよろしいでしょうかということでございます。

　論点２が「その他の共通の属性の識別情報の摘示について」。不当な差別的取扱いの助長誘発という観点から、その他の識別情報の摘示をプライバシーの侵害と考えてよいでしょうかということで、例えば「○○は同性愛者である」というようなアウティングですね、これにつきましては、人種、民族、社会的身分、身体障がい、知的障がい若しくは精神障がい等心身の機能の障がい、疾病及び性的指向、性自認の摘示、これにつきましては、プロバイダガイドラインとか裁判例を踏まえまして、プライバシーの侵害にあたると考えてよいでしょうか。ただし、ご本人が当該属性を有することを公にしている場合を除きます。

　次が「信条及び性別の摘示」。これは当該事実の摘示がただちに不当な差別的取扱いを助長誘発するといえるかどうか、それから要配慮個人情報のなかには性別が入ってございませんので、信条と摘示についてどのように考えるべきかということでご審議いただければと思います。

◎部会長

　ありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明についてご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

○若林委員

　論点２論点整理（１）のほうで「本人が当該属性を有することを公にしている場合を除く」ということで、プライバシーの侵害自体からは除くということで良いと思うのですが、これは場合によっては名誉感情の侵害等にあたるというようなかたちで、ここからは除かれるけれども他の人格権侵害にいくことがあり得るということも、実際に作られる際には書いておくほうが良いのかなと思いました。要するに、本人が公にされている場合でも、それを差別目的で殊更にそのことを摘示するということは、人格権侵害になる可能性があるということなので、そういった関連性をどこかに書かれるほうが良いかと思いました。

◎部会長

　ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。プライバシー侵害ということと、名誉感情の侵害にもあたる場合があるということについて。あと学術研究等の正当な目的による公開についてですが、事務局資料ではプライバシーの侵害と考えてよいかという検討項目となっておりますがその点についてご意見あればお願いします。

○若林委員

　学術研究目的の場合であったとしても、公表される媒体によることがあり、インターネットの場合にはアクセスが容易であって、その内容が広く公になることで、本人が望まない不利益が生じる場合には、プライバシーの侵害となると考えてよいかと思いますので、これで特に問題ないかと思います。

○岡田委員

　論点２論点整理（２）の「信条及び性別の摘示」に関してですが、基本的にはこれを望まない、要するに裁判例のいうところの本人が公開を望まないというふうなもの、一般的にそれがそうだろうと思えるものに関してはこれもプライバシー侵害といえると考えてよいと思います。

◎部会長

　性別についても本人が望まない場合には摘示ということになりますか。

○岡田委員

　ケースによると思います。性別、ジェンダーの問題とセックスの問題というところはあるかと思いますが、最近そういうこと自体も、個人のアイデンティティに関する部分と密接に絡むというところもありますので、一般的には当たらないかもしれないですが、当たり得るという場面も出てくるかなと思うので、ただちに否定すべきではないのかなと。特定の被害や特定の個人が公開を望まないという要素があるだろうという場合にはそれもあり得るという観点は持っても良いのかなと思います。

◎部会長

　ありがとうございます。状況に応じてそのような場合も性別についてはあり得るということでおいておくという方向でよろしいでしょうか。

●事務局

　資料７でございます。

　私生活の平穏について。名誉毀損や名誉感情の侵害、プライバシーの侵害を認めることができない場合について、不当な差別的言動に該当する可能性があるんだけど、侵害を認めることができない場合、どのように対応すべきかということでございまして、論点整理のほうで、害悪の告知ですね、共通の属性を理由として特定の個人の生命・身体等に危害を加える旨の害悪の告知であって、名誉毀損や名誉感情の侵害を認めることができない場合、個人を貶めるというものではない害悪の告知という場合につきましては、少なくとも一般の通常人を基準として、生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であると判断できるものについては、私生活の平穏と考えてよろしいでしょうか。ということと先ほどの若林委員の発言にも関連していたかと思いますが、特定の個人に対するヘイトスピーチや、あるいは特定の個人の属性の摘示につきましては、私生活の平穏も侵害すると考えてよろしいでしょうか。

◎部会長

　それではただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○若林委員

　害悪の告知以外にも法務省のほうで挙げている、不当な差別的言動の類型はいずれも私生活の平穏を害するものだと認識可能だと思いますので、ほかのところで、名誉毀損の要件にあたらない、あるいは、名誉感情の問題にもあたらない、プライバシーの問題にもあたらないという場合であったとしても、ここで救うことができるのではないかと思います。

◎部会長

　この点につきまして、ご意見いかがでしょうか。

　害悪の告知についてはこのような考え方で進めていくということでよろしいでしょうか。

　（２）についてご発言いただけますでしょうか。

●事務局

　事務局から補足で説明させていただきます。ここで書いております趣旨は、名誉毀損にもあたるし、私生活の平穏にもあたる、名誉感情にもあたるし、ということでございます。

○若林委員

　論点整理の（２）の特定の個人に対するヘイトスピーチや、特定の個人が共通の属性を摘示する情報というかなり抽象的で、特定の個人が共通の属性を有することを摘示するだけでは、それが例えばいわゆる人として存在することを否定されているような内容なのか、排斥することを目的としているような内容なのか、ただちにそれが危害を加えられるような属性なのかというのがよくわからず、かなり広い書き方になっているんですが、ここはもう少し、限定する必要があるのではないかと思いました。

●事務局

　ありがとうございます。

　説明を省いてますけども、要は今までご審議いただきました、名誉毀損や名誉感情やその他の侵害が認められる場合につきましては、それは同時に私生活の平穏を侵害すると考えてよろしいでしょうかということになります。

○若林委員

　わかりました。

○岡田委員

　特に積極的な意見があるわけではないんですが、おおむね今の趣旨で、特にまあ、若干ネガティブな印象を持たれている、差別を受け入れるような状態にあるようなものが含まれているということであれば、条例上の問題としては大丈夫なのかと思います。条例の削除要請の要件自体がいわゆるその12条の問題で、差別的言動に係る侵害情報ということになってますので、その一つの要素としてその平穏な私生活が侵害、人格的な権利利益の侵害というものがあるのだと思いますが、条例との関係でその差別的言動というところと、権利利益の侵害というところの若干のずれと言いますか、いわゆる人格的利益の侵害がイコール差別的言動ということに評価できるのかというところは、議論のポイントがあるのかなと思います。私生活の平穏の侵害にあたるということについては、異論はありません。

○興津委員

　私もいまの岡田先生の発言と関連して、私生活の平穏を侵害するような情報が含まれるということは直感的には理解できるのですが、条例の文言で言うと具体的にどこで読むのかなと気になりましたので、ご説明いただけるようでしたらお願いいたします。

●事務局

　審議会としましては、不当な差別的言動によってその方の私生活の平穏が脅かされているというふうに考えることができるのではないかと考えているところでございます。

○興津委員

　今の私生活の平穏が害されるというのは先ほど出てきた被害者の定義のなかにその平穏な日常生活を害されたものをいうとあるんですが、ここですかね。

●事務局

　そうですね。

○興津委員

　ありがとうございます。

　ちょっと気になるのは、削除要請の要件自体は12条で規定されていて、被害者からの申し出があったときというのが一つの要件になっていますけども、12条のなかで削除要請の要件としてその平穏な日常生活を害されるということが明文で明記されているわけではありませんので、解釈上の工夫を凝らしたほうが良いのかなと思いました。先ほどの岡田先生のご発言はそういう趣旨なのかなと思って聞いていたのですが、私生活の平穏が害されるということは、この差別的言動にあたるのかどうかを判断する一つの要素であるというような位置づけになるのかなという気もいたします。この条例の文言との整合性というのを整理いただければと思います。

○岡田委員

　いわゆる差別的言動に関する定義というのが第２条第１号のなかにですね、不当な差別的言動というところがあって、ここには侮辱や嫌がらせ等の言動、等のなかにそういうものがすべて含まれるという趣旨なのであれば別に問題ないと思います。その条例との関係で、平穏な私生活を害する言動というのがどういう位置づけなのかなということが気になりました。

○若林委員

　私生活の平穏もまた人格権侵害の一つだと考えられているので、そういう意味では整合性は、ほかの個別的な人格権侵害の場合と同じではないでしょうか。おそらく、プロバイダ等に削除要請を申請される際に、人格権というだけではなく、個別的な人格権を明確にしたうえで、書くというスタイルになっているようなので、その際に、具体的にどの個別的人格権が侵害されているのかを明確にするということで、重複する場合には重複して書くということになるのでしょう。有識者会議のところでも私生活の平穏も一つの個別的人格権として挙げられているため、そういう趣旨だと理解しています。

○岡田委員

　誹謗中傷やプライバシーの侵害とか、不当な差別的言動と並列的に誹謗中傷等の定義のなかに書かれていて、12条で示しているのが不当な差別的言動だけなので、そこが気になりました。

●事務局

　ありがとうございます。

　その若林委員がおっしゃっていただいた内容で考えておりまして、こういう侮辱、嫌がらせ等の言動によって名誉感情の侵害に該当する場合もあれば、それに重ねて、私生活の平穏という個別的人格権が侵害される場合もあるだろうということで考えています。